

地方版総合戦略策定のための手引き

(抄)

平成 27 年 1 月
内閣府地方創生推進室

<はじめに>	1
1. 都道府県と市町村の役割分担	2
1-1 都道府県の役割	
1-2 市町村の役割	
1-3 都道府県と市町村との連携	
2. 策定プロセス	3
2-1 住民・産官学金労言の参画と推進組織	
2-2 起草作業	
3. 地方版総合戦略の構成	4
3-1 全体的な構成	
3-2 国（都道府県）の総合戦略の勘案	
3-3 基本目標と基本的方向	
3-4 具体的な施策	
4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定	6
4-1 基本目標における数値目標	
4-2 各施策における重要業績評価指標（KPI）	
5. 戦略の対象となる政策	9
5-1 政策分野の範囲	
5-2 「政策5原則」を踏まえた施策の推進	
5-3 補助事業の活用、地方単独事業の積極的な推進	
5-4 「地域経済分析システム」の活用	
6. 総合計画等との関係	10
6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係	
7. PDCA サイクルの確立	10
7-1 PDCA サイクル	
7-2 外部有識者の参画	
8. 地方議会との関係	11
8-1 地方議会による議論	

<はじめに>

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の策定については、昨年12月27日に、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（以下「12月27日通知」という。）及び「地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料」（以下「12月27日参考資料」という。）により示したほか、本年1月14日には、地方創生担当大臣名の書簡を各地方公共団体の長及び議会の長へ発出したところです。

この手引きは、その後、各地方公共団体からいただいた御質問等をもとに、地方版総合戦略策定に当たっての留意点等を取りまとめたものです。各地方公共団体において、地方版総合戦略の策定に御活用ください。

1. 都道府県と市町村の役割分担

1-1 都道府県の役割

① 広域的な施策等

都道府県には、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心として地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

- 例) ・地域の有力産業群の育成
- ・地域中核企業支援、金融支援
- ・対内直接投資の促進
- ・企業の本社機能移転促進
- ・大学生等への奨学金制度の創設
- ・多子世帯支援
- ・都市間の公共交通ネットワーク形成

② 市町村との連絡調整・支援

地方版総合戦略は全市町村に対して策定を努力義務としていることから、都道府県には、市町村間の取組に関する連絡調整や、小規模市町村への支援を行うことが期待されます。

- 例) A県：県庁と地方事務所に「市町村支援総合窓口」を設置し、市町村の戦略策定を支援
- B県：市町村の状況を社会移動でタイプ分けし、タイプごとに必要な施策を情報提供
- C県：県版の市町村コンシェルジュ・市町村応援コーディネーターを任命

1-2 市町村の役割

① 地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策

市町村には、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

- 例) ・ 起業創業支援
- ・ 新規就農者の確保
 - ・ サテライトオフィスの推進
 - ・ 都市農村交流の促進
 - ・ 子育て世代包括支援センターの整備
 - ・ 小さな拠点（多世代交流・多機能型）の整備

② 市町村間連携

広域観光や都市農村交流など個別の施策における複数市町村間の連携のほか、定住自立圏や連携中枢都市圏等、圏域設定を行った取組など、市町村連携（他の都道府県の市町村との連携を含む。）に関する施策に積極的に取り組むことが期待されます。

さらに、経済面、文化面、地理的状況等の観点から一体性・関係性のある広域圏（上述の定住自立圏や連携中枢都市圏など）においては、複数の市町村が共同して地方版総合戦略を策定することも考えられます。

1－3 都道府県と市町村との連携

都道府県と市町村の役割分担は上述のとおりですが、都道府県と市町村の間で、戦略の策定段階において都道府県が調整機能を発揮し、目標設定や施策の方向性について整合性を取ることが期待されます。なお、都道府県と市町村の調整を図る方法としては、都道府県の推進組織（2－1参照）に市町村が参画したり、都道府県と市町村の連絡調整の場を設けるなどが考えられます。

- 例) 移住促進施策：
- | | | |
|------|---|-----------------------------|
| 都道府県 | → | ・ 全国移住促進センターと連携した県内への移住促進活動 |
| 市町村 | → | ・ 移住希望者に対する具体的な「お試し居住」の提供 |

2. 策定プロセス

2－1 住民・産官学金労言の参画と推進組織

まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略は、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界・市町村や国の関係

行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要です。

なお、地方版総合戦略の策定に当たっては、地域金融機関、政府系金融機関等の知見等を積極的に活用することも有効です。

2-2 起草作業

戦略策定に必要な調査等を民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えありませんが、戦略の起草作業自体は、住民や産官学金労言の参画を得ながら、地方公共団体自らが行うようお願いします。

3. 地方版総合戦略の構成

3-1 全体的な構成

地方版総合戦略は、創生法第9条、第10条に基づき策定されるものです。当該条文では、地方版総合戦略の内容として、それぞれ第2項第1号～第3号で、①目標、②講ずべき施策に関する基本的方向、③その他必要な事項を規定しています。具体的な施策については、③として整理されます。

具体例については、12月27日参考資料を参照ください。

3-2 国（都道府県）の総合戦略の勘案

都道府県が総合戦略を策定するに当たっては、創生法第9条、第10条の規定により、国の総合戦略を勘案することとなります。国の総合戦略は、人口の現状及び将来の見通しを示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、かつ、その実施状況を検証するための数値目標等を設定することとなっており、地方版総合戦略においても同様に、「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえるとともに、数値目標等を設定してください。

市町村の総合戦略は、国の総合戦略に加えて、都道府県の総合戦略も勘案の上、策定する必要があります。なお、都道府県が総合戦略を策定する前に、市町村が先行して総合戦略を策定することも差し支えありません。

○まち・ひと・しごと創生法（抄）

（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第九条（略）

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 （略）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条（略）

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 （略）

3-3 基本目標と基本的方向

まずは、各地方公共団体における人口の現状と将来の展望（「地方人口ビジョン」）を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、戦略の基本目標を設定します。国の総合戦略でいえば、

- ・「地方における安定した雇用を創出する」
- ・「地方への新しいひとの流れをつくる」
- ・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」
- ・「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

となります。

そして、この基本目標の達成に向けてどのような政策を推進していくかを、基本的方向として記述します。「地方への新しいひとの流れをつくる」という目標であれば、例えば「移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センターの活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む」「若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、地方大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む」などの基本的方向が考えられます。

3-4 具体的な施策

前節で設定した政策分野ごとに、それぞれの地域の実情に応じながら計画期間（5年間）のうちに実施する施策を検討し、盛り込みます。すべてが新規の施策である必要はなく、これまでに既に実施されてきている施策であって効果の高いものが含まれていても差し支えありません。

また、国の総合戦略では、付属文書としてアクションプランを作成していますので、施策の検討に当たっては、アクションプランに盛り込まれた国の施策も参考にしてください。

4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

4-1 基本目標における数値目標

地方版総合戦略には、盛り込む政策分野ごとに5年後の基本目標を設定します。この基本目標には、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する必要があります。

仮に、定性的な目標を設定する場合には、創生法第8条第3項の規定に基づき、その目標の達成度合いを検証できるよう、客観的な指標を定める必要があります。

例) 「地方への新しいひとの流れをつくる」の基本目標の設定
数値目標を設定する場合・・・転入者数 5年間で●●人
定性的な目標を設定する場合・・・転入者数について、毎年度増加を目指す(※)。

※ 定性的な目標を設定した場合には、客観的な指標として「転入者数」を設定の上、毎年度、その数値を確認し、平成26年度の●●人よりも増加したかどうか検証する。

○まち・ひと・しごと創生法(抄)

第八条 (略)

2 (略)

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4～7 (略)

4-2 各施策における重要業績評価指標(KPI)

各政策分野の下に盛り込む具体的な施策については、それぞれに対して、客観的な重要業績評価指標(KPI)を設定する必要があります。この重要業績評価指標(KPI)は、原則として、当該施策のアウトカムに関する指標を設定するものとします。なお、アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプットに関する指標を設定することも差し支えありません。

重要業績評価指標(KPI)：

Key Performance Indicator の略称。

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

以上を踏まえて、地方版総合戦略の骨格を具体的に例示すると、次ページのようになります。

(例)《基本目標》本県への新しいひとの流れをつくる

数値目標：・県全体で、県外からの転入者数：5年間で〇〇人増加
・県全体で、県外への転出者数：5年間で〇〇人減少

《基本的方向》

- 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センターの活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む。
- 本県においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、県内に所在する大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

(ア)本県への移住の促進

①移住・交流の専門相談員の配置

県の移住相談センターに移住・交流に関する専門相談員を配置し、インターネット等により本県に関心を持った人に対する相談窓口を整備する。

重要業績評価指標（KPI）：センターを通じた移住者数
〇〇件（5か年分の累計）

（具体的な事業）・移住・交流相談促進事業
・〇〇〇〇事業

②空き家バンク等住宅情報の提供体制整備

県内の各市町村における空き家情報を統合し、一元的に情報提供する。

重要業績評価指標（KPI）：空き家バンクに情報提供した市町村数 〇〇市町村

（具体的な事業）・空き家バンク活用促進事業
・〇〇〇〇事業

(イ)企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

①サテライトオフィス、テレワーク環境の整備の推進

県内各市町村によるサテライトオフィス、テレワーク環境の整備を推進し、県の移住相談センターとも連携しながら、企業の県内拠点の強化や県内での採用拡大につなげる。

重要業績評価指標（KPI）：県内でテレワークを導入する企業数
〇〇社

（具体的な事業）・テレワーク実証実験事業
・〇〇〇〇事業

(ウ)大学等の活性化

①地元大学への進学促進

県内にキャンパスを有する大学等の活性化の取組を支援し、高等教育段階における地元進学を促進する。

重要業績評価指標（KPI）：自県大学進学者の割合 〇〇%

（具体的な事業）・高校と大学との交流促進事業
・〇〇〇〇事業

基本目標

基本的方向

具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

5. 戦略の対象となる政策

5-1 政策分野の範囲

地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関するものであることから、その中に盛り込むべき施策としては、①しごとづくり②ひとの流れ③結婚・出産・子育て④まちづくりに係る各分野を幅広くカバーすることが望まれます。とりわけ、「しごとづくり」は、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す重要分野であり、十分に位置づける必要があります。

ただし、各地域に固有の地域資源を活用する観点や、人口の自然増減・社会増減の現況を踏まえて、特定の分野や特定の施策を重点的に推進することは差し支えありません。

例えば、中山間地に所在する市町村では、「しごとづくり」の観点から農林水産業や観光に関する施策を重点的に実施したり、人口が流入超過で出生率の低い大都市圏では、結婚・出産・子育て支援に重点を置いた施策を実施したりするなどの工夫が考えられます。

5-2 「政策5原則」を踏まえた施策の推進

国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえて、効果的に施策を推進してください。

例) 「自立性」に即した取組として、事業の検討に際して地域金融機関等の参画を得て、事業の継続性など金融面からのチェックや民間融資の可能性なども視野に入れて事業を構築することが考えられる。

5-3 補助事業の活用、地方単独事業の積極的な推進

施策の検討に当たっては、国の平成26年度補正予算、平成27年度当初予算における各種補助事業や、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」（平成26年度補正予算で創設）などを積極的に活用してください。

また、地方財政計画に地方創生に必要な経費として「まち・ひと・しごと創生事業費（仮称）」1兆円が計上されたことを踏まえ、地域の自主性を発揮した地方単独事業に積極的に取り組んでください。

5-4 「地域経済分析システム」の活用

国においては、企業間取引、観光地における人の動き、現在及び将来の人口構成、人口流出先・流入元等、地域経済に関する様々なビッグデータを活用し、

地域の特性を分析できる「地域経済分析システム」について、平成 27 年 4 月から各地方公共団体に活用していただけるよう開発を進めています。

本システムを十分に活用し、客観的データに基づいて、各地域の強み・弱みを含めた特性を把握した上で、数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の設定や講じた施策の効果検証を行っていただくとともに、これらを踏まえた地方版総合戦略の策定に取り組んでください。

システムの活用方法につきましては、今後、各ブロック別での説明会の開催、各地方経済産業局及び地方運輸局によるサポートを行います。

6. 総合計画等との関係

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

7. PDCA サイクルの確立

7-1 PDCA サイクル

まち・ひと・しごと創生を実現するためには、従来の政策の反省の上に立ち、PDCA サイクルを確立することが必要です。具体的には、まず、効果的な総合戦略を策定し、着実に実施していくとともに、4. で設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行していくこととなります。

PDCA サイクル：

Plan-Do-Check-Action の略称。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

Plan-Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

7-2 外部有識者の参画

総合戦略の効果検証に際しては、その妥当性・客観性を担保するため、行政の中だけで行うのではなく、2-1で述べた推進組織などを活用して、外部有識者等の参画を得ることが重要です。

8. 地方議会との関係

8-1 地方議会による議論

地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要です。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」の全体像

ー ローカル・アベノミクスの実現に向けて ー

I. 地方創生をめぐる現状認識

1. 我が国の人口減少の現状

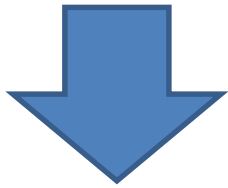
・人口減少は歯止めがかかっていない。平成 26 年の合計特殊出生率は 1.42 に低下、年間出生数は過去最低（約 100 万人）。

2. 東京一極集中の傾向

・平成 26 年には東京圏へ 11 万人の転入超過（前年比約 1 万 3 千人増）。若年層（特に若年女性）が流入。

3. 地域経済の現状

・地域経済は、有効求人倍率や一人当たり賃金、就業者数など雇用・所得面で改善。一方、消費の回復が大都市圏に比べ遅れ。人手不足も顕在化。



II. 地方創生の基本方針

ー 地方創生の深化ー

1. 国と地方の総合戦略策定から 事業推進の段階へ

2. 「地方創生の深化」を目指す ー ローカル・アベノミクスの実現ー

① 「稼ぐ力」を引き出す（生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築）

② 「地域の総合力」を引き出す（頑張る地域へのインセンティブ改革）

③ 「民の知見」を引き出す（民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用）

3. 新たな「枠組み」「担い手」 「圏域」づくり

III. 地方創生の深化に向けた政策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

○生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的な取組

各企業・産業における「稼ぐ力」の向上、地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント力の向上、地方創生 IT 利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善

○観光業を強化する地域における連携体制の構築

日本版 DMO を核とする観光地域づくり・ブランドづくりの推進、地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備

○農林水産業の成長産業化

需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展

○「プロフェッショナル人材」の確保等

「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備、人材還流政策間の連携強化

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

○地方移住の支援

地方移住を希望する国民のニーズに応える体系的・一体的な支援

○「日本版 CCRC」構想の推進

高齢者の希望実現・地方移住支援等の観点から日本版 CCRC 構想を推進

○企業の地方拠点強化等

本社機能の移転や地方での拡充に取り組む事業者への支援

○政府関係機関の地方移転

地方が目指す発展に資する政府関係機関の移転検討

○地方大学等の活性化

意欲と能力のある若者が地方に残り活躍する環境整備のため地方大学等を活性化

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○少子化対策における「地域アプローチ」の推進

地域の「見える化」の推進（「地域指標」の公表）、地域の実情に即した「働き方改革」、地域における先駆的・優良事例の横展開、少子化対策の効果検証

○出産・子育て支援

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施等、周産期医療の提供体制の確保

○働き方改革

若い世代の経済的安定、国による支援

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

○まちづくり・地域連携

まちづくりにおける官民連携の推進、まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活力を生み出す地域空間の形成、空き家対策等既存住宅ストックの有効活用、まちづくり人材の育成・確保

○「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立、地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、地域における仕事・収入の確保、中山間地域等における施策の位置付け

○地域医療介護提供体制の整備等

地域医療介護提供体制の整備、雇用労働環境の変化に対応したサービス構造の改革

○東京圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

東京圏の医療・介護問題への対応、東京圏の少子化問題への対応

IV. 地方創生に向けた多様な支援

1. 支援の基本方向

2. 支援の拡充

○情報支援（地域経済分析システム（RESAS）によるワンストップでの官民ビッグデータ活用支援、新たなデータ分野の追加、国民への広報・普及）

○人的支援（地方創生コンシェルジュ、地方創生人材支援制度、地方創生人材プラン（仮称））

○財政支援（まち・ひと・しごと創生事業費、「新型交付金」の創設、各種補助金等）

3. 広報周知活動

まち・ひと・しごと創生基本方針 2015
ーローカル・アベノミクスの実現に向けてー

(抄)

平成 27 年 6 月 30 日
閣 議 決 定

4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) まちづくり・地域連携

まちづくり・地域連携に関する施策（都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成、中心市街地等の活性化、連携中枢都市圏や定住自立圏等の形成など）の効果をより高めるためには、ビッグデータ等を活用した都市の経済分析等に基づき、各施策が互いに連携し、一体的かつ重層的に取り組んでいく必要がある。

地方都市の再生と地方経済の活性化を同時に実現するため、官民連携・地域連携・政策間連携を通じ、地域経済を支えるサービス産業の生産性を向上させる取組や新たな需要を喚起する取組等によって地域の「稼ぐ力」を高めるとともに、地域価値の向上を図ることが重要である。また、地元大学等と連携しつつ、次世代を担う学生・若者や女性の意見やアイデアを積極的に採り入れてまちづくりを進めることが重要である。同時に、国の「総合戦略」の改訂に向け、目標数値やKPIの在り方について検討を進めることが必要である。

①まちづくりにおける官民連携の推進

エリアの特徴をいかした都市戦略の実現に対し、企画・策定の段階から、地域経済界や市民団体、金融機関等必要な投融資を行う主体など、地域に関わる産官学労言の幅広い合意と協力を得る。その上で、戦略的なまちづくりによる需要密度の向上と、それに連動した各事業者の成長戦略を効果的に連携させながら実現し、サービス産業等の生産性向上と活性化を図る。

【具体的取組】

◎広域的な官民連携の推進

- ・国内外における取組事例⁽³⁸⁾も参考にしながら、広域的経済圏において、地域の成長を目的として、成長戦略の策定からプロジェクト実施まで一貫して行うための官民連携の推進体制を構築する。
- ・まちづくり等に関する取組について客観的評価の実施が可能となるよう、評価指標の選定、データの収集方法等について検討を進め、地域間評価も含めた効果的な評価手法を確立する。その際、一定の地域に人と企業が集積することによる「密度の経済」と地域の「稼ぐ力」の関係を表す評価指標の策定に注力する。
- ・我が国における官民連携型のエリア開発・マネジメントの取組や諸外国のBID⁽³⁹⁾のような取組も参考にしながら、具体的プロジェクト

⁽³⁸⁾ 国内の取組の例として、福岡都市圏において成長戦略の策定から推進までを一貫して担う産官学民の連携組織（福岡地域戦略推進協議会）が平成23年4月に設立された。当該協議会は、福岡県、福岡市など複数の地方公共団体、経済団体、域内外の企業、金融機関、大学等から構成される。

⁽³⁹⁾ Business Improvement District の略。米国・英国等における制度で、主に商業地域において地域内の資産所有者・事業者が、地域の発展を目指して必要な事業を行うための組織と資金調達等について定めたもの。

の実施に当たっての官民連携の形を検討し、地域の実情に即した取組を進める。

②まちづくりにおける地域連携の推進

連携中枢都市圏の推進に当たっては、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する。また、定住自立圏が果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する。

【具体的取組】

◎都市（圏）の条件確定（連携中枢都市圏）

- ・連携中枢都市圏については、既に指定都市・中核市を中心とした都市圏の取組が先行して進められているところであり、今年度に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市（圏）の条件について確定させる。

◎取組成果の再検証（定住自立圏）

- ・定住自立圏については、人口の観点を含めこれまでの取組成果について再検証を行い、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。

③都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

各種の都市機能が住民から見てアクセスしやすく利便性の高いものとなるよう整合性をもって配置されるとともに、一定の地域に人と企業を集積し、「密度の経済」を実現することによる地域の「稼ぐ力」の向上に資するため、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成に当たっては、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地の活性化等の関連施策との連携の下、総合的に取組を進める。

【具体的取組】

◎都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進等

- ・都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編等、国公有財産の最適利用、地域包括ケアシステムの構築、「まちの賑わい」づくりなどの関連施策との連携を図る。このため、コンパクトシティ形成支援チームの下に、関連施策テーマごとに関係省庁と関係地方公共団体から成るワーキンググループ（連携WG）を立ち上げる。まちづくりの現場の課題・ニーズを把握した上で、施策の充実や市町村内の部局間連携強化のための環境整

備等を行うとともに、先行事例の中から好事例をモデルケースとして情報提供することで、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の策定の促進を図る。

- ・一定の地域に人と企業が集積することによる「密度の経済」と地域の「稼ぐ力」との関係を表す評価指標の策定作業と連携を図りつつ、その取組を推進する。

④ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成

地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図るには、「密度の経済」を実現することが有益であり、そのため、ひとの流れと活気を生み出す「まちのヘソ」とも言うべき地域空間を形成する。その際には、多様なサービス産業の可能性や新たな需要の創出、さらには地域への愛着や誇りを醸成する観点に着目し、人の集う「まちの賑わい」づくりを進める。

【具体的取組】

◎官民連携によるエリア開発の促進、民主導のエリアマネジメント活動の推進、「まちの賑わい」づくりに資する包括的政策パッケージの策定・実施

- ・官民連携によるエリア開発を促進するため、その担い手となるまちづくり会社等の財源確保・資金調達手段の多様化、まちづくり人材の育成・活用の強化、空き家・空き店舗や公共施設・公的不動産等の利活用の促進、歩いて買い物等ができる地域の整備、「土地の所有と利用の分離」の手法等の活用、小規模・修復型のエリア整備手法等の活用、新規出店者の創業支援を含む商業・サービス業の新陳代謝の促進、市町村の枠組みを超えた広域的な連携の促進策、都市再開発における手続の合理化、成功事例の横展開を図るための好事例の抽出と情報提供等について検討する。
- ・オープンカフェ設置による賑わい創出、まちなみ景観形成、地域プロモーションなど、民主導のエリアマネジメント活動の推進を図るための環境整備等を検討する。
- ・上記の検討も踏まえ、平成27年中に、地域にひとの流れと活気を生み出す地方都市の拠点の活性化を強力に後押しするための具体的方策について、制度改正・財政支援措置を含めた包括的政策パッケージを策定した上で、関係府省庁が一体となって、順次関連する施策を実施する。

⑤空き家対策等既存住宅ストックの有効活用

空き家対策の推進に当たっては、空き家への住み替え、他用途への転用による利活用、空き家の除却など、空き家の状況や地域の事情等に応じた取組を行う。また、空き家の有効活用を図る観点から、中古住宅を市場に流通させる取組を進める。

【具体的取組】

◎空家対策特別措置法等に基づく地方公共団体への総合的な支援、中古住宅・リフォーム市場活性化

- ・本年5月26日に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）等を契機とし、住宅所有者等に対し、情報提供を行うなどノウハウの普及と気運の醸成を図るとともに、地方公共団体が総合的な計画を策定することを支援する。この際、売却、賃貸住宅としての活用、他用途への転用など、リフォームを含めた空き家の積極的な利活用を図る。
- ・建物検査（インスペクション）や住宅性能表示、瑕疵保険の普及・定着等による中古住宅の品質の向上・可視化、不動産関連情報の提供体制の整備等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。これを通じ、住宅ストックを流動化し、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを円滑化する。

⑥まちづくり人材の育成・確保

官民が連携したエリア開発・マネジメントの取組の具体化を促すため、それを担う人材を育成・確保する。

【具体的取組】

◎「まちづくりプロフェッショナル人材」の育成・確保、リノベーションに係る専門人材の育成、ノウハウの普及

- ・「プロフェッショナル人材事業」による「人材戦略拠点」の支援を得つつ、UIJターン助成制度等を活用しながら、「まちづくりプロフェッショナル人材」の地方への還流を促す。また、同拠点は、地域全体の成長戦略やまちづくり戦略を踏まえつつ、「まちづくりプロフェッショナル人材」の確保・活躍を支援する。
- ・民主導のリノベーション事業を担う人材について、リノベーション事業の実施等を通じ、実践的なノウハウを有する専門人材を育成する。また、その専門人材が、他地域におけるリノベーション事業に参加し支援することを促進することで、成功事例の全国的な横展開を図る。

（2）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

「小さな拠点」の形成に向けた取組を行う場合、土地利用や施設配置に係る取組にとどまらず、集落生活圏において必要な生活サービスの提供、収入を得るための事業が将来にわたって継続できるようにすることが重要である。その際、①地域住民が自ら主体的に地域維持のための取組に参画すること、②持続可能な取組とするためには、域内サービス提供の事業と同時に域外からの収入確保のため

の事業を併せて行うこと、③事業を実施する上で、地域住民、事業経営体などの参画・能力の活用に加え、UIJ ターンなど外部人材の導入や専門人材等によるサポートが求められる。

①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成

「総合戦略」が対象とする5年間のうちに、今後の地域の在り方、事業の取組方向について、集落生活圏単位で地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定し、事業に着手することが求められる。「地域デザイン」は、「地方版総合戦略」に反映されることが望ましい。

【具体的取組】

◎ワークショップを通じた地域住民による将来ビジョン（「地域デザイン」）の策定

- ・市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立

持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。

【具体的取組】

◎地域運営組織の形成及び持続的な運営

- ・先発事例を体系的に整理・提供するとともに、交付金や各府省庁のモデル事業、外部人材（導入には「地域おこし協力隊」や人材還流事業等を活用）を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手までを支援する。
- ・地域運営組織の法人格の取得、組織・人材・拠点の一体的な取組、データに基づく分析等の円滑な実施に向け、実態に応じ環境整備を図る。

③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進することが重要である。

【具体的取組】

◎生活サービスの集約・確保やネットワークの維持等の推進

- ・先発事例の整理・情報提供等により改正地域再生法に基づく取組を推進する。
- ・拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進する。
- ・住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランタリーチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。
- ・域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、特区等において自動走行などの近未来技術の実証等を推進する。
- ・学校統合を検討する場合、小規模校存続を選択する場合、休校した学校を活用・再開する場合に対応して、その検討に資する手引の更なる周知を図るとともに、活力ある学校づくりに向けた支援の拡充を図る。

④地域における仕事・収入の確保

コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促す。その際、地域資源を活用しながら複数の事業を組み合わせて実施する取組と横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する必要がある。

【具体的取組】

◎地域資源をいかしたコミュニティビジネスの振興

- ・地域の特性をいかした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業を推進する。
- ・人材の地方への還流や外部人材の確保・活用を推進する。

⑤中山間地域等における施策の位置付け

中山間地域等においては、その多面的機能の発揮を促進する施策と併せ、自立的発展を促進する必要がある。

【具体的取組】

◎各省施策の連携等による取組の推進

- ・関係府省庁が連携し、先発事例の紹介、改正地域再生法に基づく「小さな拠点」の形成に係る土地利用計画等への特例措置、モデル事業などの各府省庁の事業等を実施し、全国的な横展開を推進する。
- ・将来にわたって地域で組織・事業を運営できる人材、地域の取組をサポートできる人材の大学等における体系的な育成を推進する。

(3) 地域医療介護提供体制の整備等

人口減少や高齢化が本格的に進展する中で、地域医療介護提供体制の確保に当たっては、中長期的な視点から、地域の特性及び雇用労働環境の変化に応じた対策が必要である。地域において日常生活を営む人々の希望の実現を図り、その医療・介護ニーズに応じていく視点が重要である。

①地域医療介護提供体制の整備

中山間地域等、人口 10 万人以上の地方都市、大都市圏（特に東京圏）では高齢化の進展状況が異なる。団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を当面の目標に、こうした地域特性の違いに応じた取組を進める。都道府県によるイニシアティブの下、切れ目のない医療介護提供体制の整備、ケア人材不足に対応した持続可能なサービス構造の確立、新たな公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革を進める。

【具体的取組】

◎地域の特性に応じた対応

- ・都道府県が中心となって、それぞれの地域において必要な医療が確保されるよう地域医療構想を策定し、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指す。
- ・地域における医療ニーズの将来の見通しを踏まえて、公立・公的病院を含めた複数の病院間で病院の統合等を進めるなど、地域の実情を踏まえ、医療ニーズの内容に応じて病床を機能分化しながら、人口構造の変化に対応した切れ目のない医療・介護を提供する体制を整備する。
- ・同様の医療機能の病院が複数立地している地域においては、地域の実情に応じて提供体制の再編を進め、地域の医療提供の核となる高度医療を担う病院や急性期を担う病院と、周辺地域に根差して必要なケアを提供する病院との間で役割分担を行うといった対応を促す。
- ・また、「人生 90 年」という超高齢社会が到来する中で、重症化予防や健康づくり対策によって住民の健康長寿の実現を図ることは重要な課題であり、民間の健康サービス等の活用も含め、地域の先駆的取組の横展開を図る⁽⁴⁰⁾。

⁽⁴⁰⁾ 広島県呉市では、多職種間の連携により情報の収集・共有を図りながら、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組んでおり、その結果、重症化による人工透析への移行予防に効果を上げている。神奈川県では、食や運動、社会参加など、ライフスタイルの見直しにより、人々の健康を維持しより良い状態にしていこうとする「未病を治す」取組を進めている。大阪府高石市では、ウォーキングロードや河川整備など自然と外に出たくなり歩行量を増加させる取組など、まち全体を無意識に健康づくりが行える環境へ整えることで、医療費等の適正化に取り組んでいる。

◎公立病院改革

- ・今後の地域医療構想を踏まえ、公立病院の役割を明確化した上で経営改革を推進するとともに、医療提供体制の確保にこれまで以上に大きな責任を有する都道府県の役割を強化していく。公立と公的・民間との間の再編も含め公立病院の再編・ネットワーク化を進めるとともに、意思決定の権限と責任を現場に持たせるため、公立病院の地方独立行政法人化や指定管理者制度等の活用を図る。

◎平成 30 年度の節目に向けた取組推進

- ・医療・介護分野の改革の大きな節目である平成 30 年度（2018 年度）に向けて、必要な対応を着実に進めていく。

②雇用労働環境の変化に対応したサービス構造の改革

地方において医療・福祉人材の高齢化が進む中、潜在的有資格者も含めた人材の需給推計など今後の見通しを明らかにした上で、医療・福祉サービスの生産性向上、子育て・介護分野の人材の流動性向上、職場環境の改善を通じた魅力的な労働環境の創出に取り組む。

【具体的取組】

◎介護福祉サービス・人材の融合・連携

- ・以下の 3 つの観点から、サービスの生産性の向上、必要なケア人材の確保等を進める。
 - ①IT、医療・介護機器・ロボット活用などの「イノベーション・アプローチ」
 - ②障害福祉、児童福祉、介護サービスを一体的に提供する拠点整備や相談窓口のワンストップ化などの「サービス融合アプローチ」
 - ③各分野の人材養成カリキュラム・受験科目等の相互調整などによる「人材多様化アプローチ」
- ・人口減少下における地域医療介護提供体制の確立に当たって大きな節目となる平成 30 年度に向けた取組を進め、必要に応じて関連制度の見直しを行っていく。

（４）東京圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

我が国の高齢化は、世界的にみても空前の速度と規模で進行している。その中でも、東京圏においては今後 10 年間で後期高齢者が 175 万人増加すると見込まれており、医療・介護の供給不足問題が深刻化し、これに伴う地方からの人材流入とともに、単独世帯や空き家が増加することが予想される。また、出生率の低い東京圏に若年女性の転入超過が多いことは、我が国全体の少子化の動向に大きな影響を与えている。さらに、首都直下地震などの巨大災害に伴うリスクが指摘されている。高齢者の医療介護・住まいの整備や、通勤を含めた働き方改革につ

いて、一都三県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）が連携し広域的・一体的に対応することが求められる。

①東京圏の医療・介護問題への対応

今後急速に高齢化が進む東京圏においては、近い将来、医療・介護サービスの問題が深刻化することが予想される。このため、増加する空き家への対応も含め、東京圏における医療介護・住まいの整備について広域的な取組を進めるとともに、地方への移住を希望する人々を支援する。

【具体的取組】

◎「一都三県の連携」と「地方移住支援」

- ・東京圏における地域医療介護提供体制の整備と高齢者の住まいの整備の取組を一体的に推進することが重要である。また、空き家問題（東京圏で200万戸⁽⁴¹⁾）への対応も課題となっている。このような場合において、一都三県と国が連携し、広域的な観点から地域体制整備に取り組むことが重要である。このため、高齢者を中心とする医療介護提供体制の整備と、空き家の活用や公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化、いわゆるニュータウンの再生や住み替え支援（リバース・モーゲージ、中古住宅・リフォーム市場の活性化等）の一体的な推進について、一都三県と国が連携して取り組んでいく。
- ・東京在住者のうち、50歳代男性の半数以上、また50歳代女性及び60歳代男女の約3割が地方移住を予定又は検討したいとの意向を持っている。こうした希望の実現を図り、高齢者の地方移住の選択肢を支援していく。

②東京圏の少子化問題への対応

平均初婚年齢や第1子出産年齢が全国でも際立って高く、特に第3子以降の出生数が全国と比べて非常に少ない東京圏において、地域の働き方の特性に応じた「地域・働き方アプローチ」の取組を進める。

【具体的取組】

◎東京圏における働き方の見直し

- ・東京圏の低出生率には、労働時間の問題など若い世代の働き方が大きく影響していると考えられ、日本を代表する企業が多く集積している東京圏においては、「地域少子化・働き方指標」の作成・公表が特に重要である。
- ・東京圏の企業においては、長期的かつ社会経済全体の視点から、ワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりに取り組むことが求められる。

⁽⁴¹⁾ 総務省「平成25年住宅・土地統計調査」による。本調査結果の空き家には賃貸・売却用等も含まれるため、全てが問題となる空き家ではないことに留意が必要。